

経営力強化保証制度

経営力強化保証制度とは

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関*と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設した制度です。

※ 認定経営革新等支援機関… 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項(平成24年8月30日施行)の規定に基づき主務大臣の認定を受けた専門機関です。

ご利用いただける方

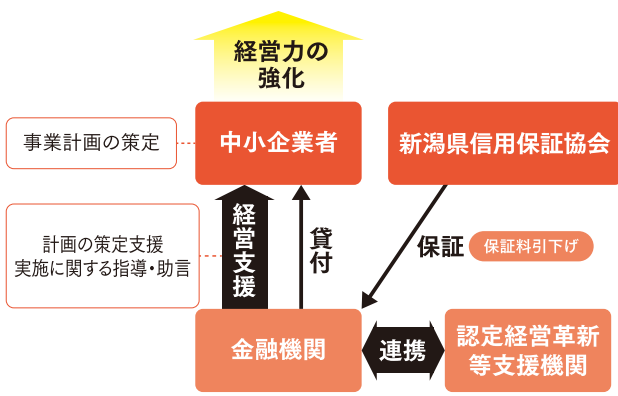
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その計画の実行と進捗の報告を行う中小企業者の方。

制度の特徴

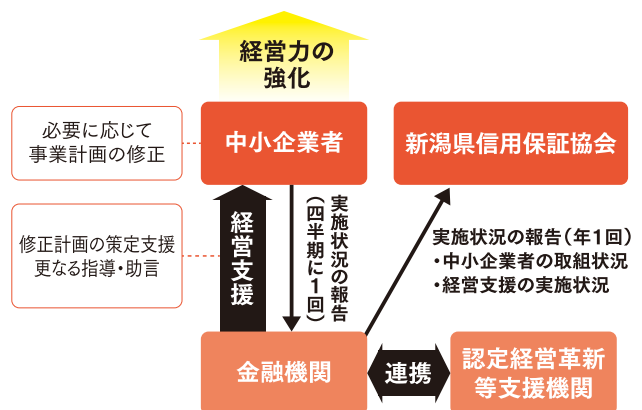
- 中小企業者が認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営改善に取り組む場合に、信用保証料を概ね0.2%引き下げます。また、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポートします。
- 中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。(金融機関は経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して年1回の報告をします。)

制度のしくみ

【保証時】



【期中】



中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

詳しくは裏面をご覧ください。

経営力強化保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円 普通保証——2億円以内 無担保保証——8,000万円以内（組合等の場合は、4億8,000万円）
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度の方式によります。 ただし、責任共有制度の対象外の保証付既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込を受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（信用保証協会の保証付既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。
資金用途	事業資金（ただし、事業計画の実施に必要な資金に限ります）
保証期間	一括返済の場合——1年以内 分割返済の場合——運転資金5年以内（据置1年以内）、設備資金7年以内（据置1年以内） （本制度によって保証付既往借入金を借り換える場合は、10年以内）
貸付金利	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求します
連帯保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です
信用保証料率	責任共有制度の対象の場合——年0.45%～1.75% 責任共有制度の対象外の場合——年0.5%～2.0% 原則として、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用します。
添付書類	通常の申込書類のほか、以下の書面が必要となります。 ●「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ●事業計画書（申込人が策定したもの） ●認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 （事業計画書に記載されている場合は不要です）

●審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部

保証第一課
☎025-210-5151

保証第二課
☎025-210-5152

保証第三課
☎025-210-5150

長岡支店

保証第一課、保証第二課
☎0258-35-5714

県央支店

保証課
☎0256-33-6661

上越支店

☎025-523-7225

佐渡支店

☎0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー